

は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容

二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

5 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小商賣高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小商賣高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用供されていない土地又は店舗用の建物の相手数の所有者等の協力を得て行う取組であつて当該中小商賣高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

6 経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が

記載されている場合において、前項の認定をしない。

7 ようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

8 都道府県は、前項の規定による協議があつた場合において必要があると認めるときは、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等(当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行ふ者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工會議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいふ。第八項において同じ。)に、説明会の開催を中心とするために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

9 都道府県は、第五項の規定による協議があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

10 前項の規定による公告があつたときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。

11 経済産業大臣は、第四項の認定を行つたときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

12 「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等」

13 第五十一条前条第四項の認定を受けた者(以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。)は、当該認定に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下「認定特定民間中

2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されないと認めるとの認定を取り消すことができる。

3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

4 第四十一条第一項中「掲げる者」を定める事業を実施しようとする場合に、「同条第八項及び第九項各号に規定するを」同条第八項に規定する事業及び同条第十一項各号に掲げるに改め、同条第四項第四号中「所有者等」の下に「(所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。)」を加え、同条を第四十八条とする。

5 第四章第二節の節名中「認定特定民間中心市街地活性化事業」の下に「及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業」を加え、同節を同章第三節とする。

6 第四章第一節中第三十九条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

7 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

8 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

9 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

10 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

11 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

12 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

13 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

14 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

15 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

16 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

17 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

18 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

19 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

20 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

21 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

22 第四十二条第一節の次に次の一節を加える。(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

準に適合するものである」と。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするとときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第一項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第一項中「申請書」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第四項の措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

6 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

7 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

8 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

9 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

10 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

11 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

12 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

13 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

14 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

15 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

16 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

17 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

18 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

19 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

20 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

21 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

22 第四章第一節の次に次の一節を加える。(道路の占用の特例)

事業計画に関する意見を付すことができる。	3 民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二 民間中心市街地商業活性化事業の実施時期	三 民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容
一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。	4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
二 当該民間中心市街地商業活性化事業が確實に実施される見込みがあること。	一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
三 経済産業大臣は、前項の認定を行つたときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。	二 当該民間中心市街地商業活性化事業が第八条第一号及び第二号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
(認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等)	5 経済産業大臣は、前項の認定を行つたときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
第四十三条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。)は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。	第六章 第四十四条 機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業(第七条第九項第二号に掲げる事業にあつては、中小売商業者の経営のためにするものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。
2 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	（機構の協力業務）
前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。	第四十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第二百二号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
2	（中小企業投資育成株式会社法の特例）
前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有	第四十六条 国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行なうことができるよう必要な指導及び助言を行ふものとする。
口 商業基盤施設	（指導及び助言）
イ 商業基盤施設	第四十七条 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。
ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発	第四十八条 第四十七条の次に次の二条を加える。
タ 関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及び販売若しくは提供のための施設	（通訳案内士法の特例）
3 中心市街地特例通訳案内士について	第三十六条 市町村が、基本計画において、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第八十二条、第八十二条(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第八十五条及び第八十六条に定めるところによる。
4 第一項の認定を受けた市町村が行う当該認定に係る認定中心市街地の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定中心市街地の区域において、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有する。	第三十七条 第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とす。
5 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市	第三十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五十五条に」を「第六十五条に」に、「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第六項中「その他の団体」を「その他の当該区域に存する団体」に改め、同条を第三十七条とし、同条の前に見出しとして「(大規模小売店舗立地法の特例)」を付する。

<p>一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。)の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法(以下「改正前中心市街地活性化法」といいう。)第三十八条第一項第一号イ又はロの施</p>					
<p>附則第十四条の表以外の部分中「第八条の五」を「第八条の六」に改め、同表の表第十八条第一項並びに第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第十七条に掲げる業務(第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。))を</p>					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">同条第二項第一号</td> <td style="text-align: center;">、第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第十七条に掲げる業務(第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第十五条第二項第一号</td> <td></td> </tr> </table>		同条第二項第一号	、第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第十七条に掲げる業務(第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。))	第十五条第二項第一号	
同条第二項第一号	、第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第十七条に掲げる業務(第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。))				
第十五条第二項第一号					
<p>(株式会社地域活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)</p>					
<p>第十七条 次に掲げる法律の規定中「第九条第十項」を「第九条第十四項」に改める。</p> <p>一 株式会社地域活性化支援機構法(平成二十二年法律第六十三号)第六十七条第二項七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百三十三号)第六十四条第一項(総合特別区域法の一部改正)</p>					
<p>第十八条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>(福島復興再生特別措置法の一部改正)</p>					
<p>七 中心市街地の活性化に関する法律(平成二十六年四月二十四日印刷)</p>					
<p>（第十九条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。）</p>					
<p>設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務</p>					
<p>二 改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分</p>					
<p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p>					
<p>（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）</p>					
<p>第二十条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十三条のうち、住民基本台帳法別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする改正規定中「七の項と」を「七の項とし、同表の七の三の項を同表の七の二の項」とに改め、同法別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする改正規定中「六の項と」を「六の項とし、同表の六の三の項を同表の六の二の項」とに改める。</p> <p>第二十一条 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八十四条第三号中「第七条第九項第二号」を「第七条第十一項第二号」に改める。</p> <p>（国土交通省設置法の一部改正）</p> <p>第二十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二十二条の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。</p>					